

あなたの住民税は



こうなります

平成20年度の住民税（市・県民税）の納税通知書を、今月上旬に該当するみなさまへ発送します。ここでは、その住民税のあらましと税額算出方法についてご紹介します。

住民税とは、地域社会における行政サービスを提供するために必要となる費用を、市民のみなさまから負担していただくというもので、市・県民税を合わせて住民税とよんでいます。

▼幸手市に住民税を納める人

・平成20年1月1日現在、市内に住所を有し、前年収入があった人

・平成20年1月1日現在、市内に住所を有さないが、事務所、事業所又は家屋敷を有し、前年収入があった人

▼住民税の内訳

税金を負担する能力のあ

る人が均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」から成り立っており、前年中の所得を基に税額を決定します。

▼均等割の額（年額）

・市民税：30,000円
・県民税：10,000円

▼所得割の計算方法

（所得金額－所得控除額）×税率（10％）－調整控除－税額控除

○所得／住民税は前年中の所得を基準として税額計算をしますが、所得は、収入金額から必要経費を差し引いたもので、給与所

得（※表1参照）のほか、事業所得、不動産所得など10種類に分類されます。

○所得控除／配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などによる出費があるかどうかなど、個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。医療費控除、社会保険料控除、扶養控除などがこれに該当します。

○調整控除／税源移譲に伴い生じる住民税の負担増を調整するための控除です。

○税額控除／配当控除、外国税額控除のほか、今年度から「住宅借入金等特別税額控除」が加わりました。

問合せ 税務課

☎(43) 1111 内線 132、

133、134・FAX(43) 1125

表2 住民税と所得税の人的控除の差

所 得 控 除			住民税	所得税	差 額
本 人	障害者控除	普 通	26万円	27万円	1万円
		特 別	30万円	40万円	10万円
	寡婦控除	一 般	26万円	27万円	1万円
		特 別 ※子を扶養し、合計所得金額が500万円以下	30万円	35万円	5万円
	寡 夫 控 除		26万円	27万円	1万円
勤 労 学 生 控 除			26万円	27万円	1万円
配 偶 者 ・ 扶 養 者	配偶者控除	一 般	33万円	38万円	5万円
		老 人 (70歳以上) ※昭和13年1月1日以前生まれ	38万円	48万円	10万円
	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満	33万円	38万円	5万円
		配偶者の合計所得金額 40万円超45万円未満	33万円	36万円	3万円
	扶養控除	一 般	33万円	38万円	5万円
		特 定 ※昭和60年1月2日～ 平成4年1月1日生まれ	45万円	63万円	18万円
		老 人	38万円	48万円	10万円
		同居老親等	45万円	58万円	13万円
同居特別障害者加算			23万円	35万円	12万円
基礎控除			33万円	38万円	5万円

表1 給与所得金額の算出表

給与収入金額	給与所得金額
～ 650,999円	0円
651,000円～1,618,999円	給与収入金額－650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4＝B (千円未満の端数切捨て) B×2.4
1,800,000円～3,599,999円	B×2.8－180,000円
3,600,000円～6,599,999円	B×3.2－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	給与収入金額×0.9 －1,200,000円
10,000,000円～	給与収入金額×0.95－1,700,000円

＜参考＞ 年金所得金額の算出表

年齢	公的年金等の収入合計額	公的年金所得の額
65歳未満	1,299,999円迄	－ 700,000円
	1,300,000円～4,099,999円迄	×75% － 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円迄	×85% － 785,000円
	7,700,000円以上	×95% － 1,555,000円
65歳以上 S. 18. 1. 1以前	3,299,999円迄	－ 1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円迄	×75% － 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円迄	×85% － 785,000円
	7,700,000円以上	×95% － 1,555,000円

住民税の計算例

< 給与所得者の場合 >

●家族構成

夫婦と子ども2人（子どもは一般扶養1人（12歳）、特定扶養1人（18歳））

●内訳

- ・給与収入金額…… 5,900,000円(夫)
- ・社会保険料…… 265,500円
- ・一般生命保険料…… 120,000円
- ・医療費…… 180,000円



①給与所得金額 ※表1参照

(給与収入金額から給与所得控除を引いた額)…… 4,180,000円⇒④

②所得控除

- (内訳)
- ・社会保険料控除…… 265,500円
 - ・生命保険料控除…… 35,000円
 - ・医療費控除…… 80,000円
 - ・配偶者控除…… 330,000円
 - ・一般扶養控除…… 330,000円
 - ・特定扶養控除…… 450,000円
 - ・基礎控除…… 330,000円

③課税所得金額 (A-②)…… 2,359,000円⇒③

(千円未満切捨て)

④所得割額 課税所得金額◎ 税率

・県民税 2,359,000円×4%…… 94,300円⇒①

(百円未満切捨て)

課税所得金額◎ 税率

・市民税 2,359,000円×6%…… 141,500円⇒②

(百円未満切捨て)

⑤調整控除

- ・県民税…… 1,000円⇒③
- ・市民税…… 1,500円⇒④

⑥調整控除後の所得割額

- ・県民税 94,300円-1,000円…… 93,300円⇒A
- ・市民税 141,500円-1,500円…… 140,000円⇒B

- ・県民税…… 1,000円⇒C
- ・市民税…… 3,000円⇒D

⑦均等割額

- ・県民税…… 1,000円⇒C
- ・市民税…… 3,000円⇒D

⑧年税額

- ・県民税 93,300円+1,000円…… 94,300円
- ・市民税 140,000円+3,000円…… 143,000円

合計 237,300円

▼住民税が課税されない人

○所得割も均等割もかからない人

- ・平成20年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・平成20年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦、寡夫のいずれかに該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の人

○均等割のかからない人

- ・控除対象配偶者や扶養親族のいない人で前年の合計所得が28万円以下の人
- ・控除対象配偶者や扶養親族のいる人で前年の合計所得が28万円×(本人+扶養親族の数)+16万8千円以下の人

○所得割のかからない人

- ・控除対象配偶者や扶養親族のいない人で前年の合計所得が35万円以下の人

▼納税の方法

- 普通徴収／納税通知書が市から納税者(個人)に通知され、4回の納期に分けて直接個人が納付する方法です。
- 特別徴収／給与支払者が、市から通知された税額を給与から差し引いて納税する方法で、給与所得者の住民税は、毎年6月から翌年の5月までの12回に分けて給与天引きされます。

▼平成20年度主な改正点

- 老年人非課税措置の廃止**
昭和15年1月2日以前に生まれた人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人に平成18年度から段階的に適用されていた非課税措置は廃止となりました。

年度	住民税 (市県民税)
18	税額の2/3を控除
19	税額の1/3を控除
20	全額課税

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置

税源移譲による税制改正では、住民税で増額された分は所得税が減額され、税負担の増減が生じないようになっています。しかし、平成19年中の所得が大きく減少し所得税が課税されなかった場合、所得税で減額することができず、住民税だけが増額となってしまいます。

この負担増をなくすため、平成18年中と平成19年中の所得変動に伴う負担増が生じる場合、平成19年度分の住民税(個人)を税源移譲前まで減額する措置が設けられています。

【対象者】

aとbの両方をみたす人

- a 平成19年度分の住民税に係る課税所得金額(分離課税分を除く) > 所得税と住民税の人的控除の差の合計額(※表2参照)

- b 平成20年度分の住民税に係る課税所得金額(分離課税分を含む) ≤ 所得税と住民税の人的控除の差の合計額(※表2参照)

【減額となる税額】

平成19年度分の合計課税所得金額に、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。(既に納付済みの人は還付します。)

【申告書の発送】

平成19年および平成20年の1月1日現在に市内在住で、この措置の対象となる人には、6月下旬に関係書類を発送する予定です。また該当する人で書類が届かない場合は税務課までご連絡ください。

【申告の方法】

7月1日～31日までに、平成19年度の住民税(個人)を課税している市町村に申告します。

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線132・

FAX (43)1125